

《 業 務 運 営 に 関 す る 規 定 》

- 1 当会はいかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただしその申込みの内容が法令に違反していたり、賃金・労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と著しく不適當であると認めるときは、その申込みを受理しないことがあります。
- 2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が来所されて所定の求人票により申込みください。来所できないときは電話または郵便・FAXでも差し支えありません。
- 3 求人の申込みの際には賃金・労働時間等の条件を明示してください。
- 4 求人受付の際には受付手数料を下記料金表に基づき申し受けます。
- 5 求人者にはその希望に極力適応する求職者を紹介するよう努めます。
- 6 求人者・求職者の双方にて労働条件等の話し合いののち、雇用関係が成立したときには速やかにその旨を連絡してください。
- 7 求職者採用ののち、紹介手数料等を別記の料金表に基づき申し受けます。

＊ 料 金 表 ＊

- 求人受付手数料・・・・・・・・・ 5 0 0 円（1 件につき）

- 紹介手数料（一般）・・・・・・・・・ 支払われた賃金の 1 0 %を 12 ヶ月間
（途中で勤務が終了した場合はそこまで）

- 紹介手数料（臨時）・・・・・・・・・ 日給の 1 0 %をその都度

厚 生 労 働 大 臣 許 可
株式会社 新 東 調 理 士 会
〒107-0052 東京都港区赤坂 6-13-19
オリエント赤坂 502 号室
TEL 0 3 (3 5 8 2) 4 7 2 1
FAX 0 3 (3 5 8 2) 5 7 3 1